

## 悪質事業者に対する破産手続開始申立権に関する若干の検討 (消費者委員会 WG レジュメ)

2023年2月28日

一橋大学教授 山本和彦

### 1 破産による処理の目的

- ・ 債権者に対する配当の最大化・公平（被害者保護）－本来的目的
- ・ 被害拡大の予防－付随的目的

### 2 行政庁申立権の根拠

- ・ 本来的目的との関係
  - 多数（相対的には少額）の債権者＝自ら申立てをするには、情報面（破産手続開始原因の立証等）、財政面（予納金の納付等）の限界
  - 悪質事業者を前提にすれば、自己申立てを期待することはおよそ困難  
⇒行政庁による債権者保護（債権者に代替する地位）
- ・ 付随的目的との関係：まさに公益事項
- ・ 総合して考えれば、行政庁に申立権を付与する可能性はあるのではないか  
Cf. 行政庁申立権に対する消極意見（消費者の財産被害に係る行政手法研究会）
  - 消費者庁が事業者の生殺与奪を決めることは適切か
  - 金融庁を除き、他の業所管庁が申立権を有していないこととのバランス
  - 調査権限・調査体制の検討が必要
  - 事業者の財産状況や優先債権との関係で、被害救済に結びつかないおそれ

### 3 行政庁申立権の必要性－他の選択肢との関係

- ・ 不当収益吐出し命令＋個別執行⇒包括的保全処分を仕組めるか
- ・ 特定適格消費者団体の破産手続開始申立権⇒実効性はあるか
- ・ 解散命令（会社824条）＋管理命令（会社825条）（＋清算人による破産手続開始申立て）⇒可能性はある（「法務省は動くか」問題？）

### 4 周辺の制度の検討

- ・ 破産手続開始原因の認定  
Cf. 支払不能の考え方：無理算段説
- ・ 財産情報探知のあり方：説明義務と制裁（cf. 行政庁からの情報提供の可能性）

### 5 債権届出・調査・確定手続等の特則の可能性

- ・ 更生特例法における預金保険機構等の役割
    - 債権届出（預金債権者表等の提出）
    - 債権調査・確定手続等における預金債権者等の代理権
- ⇒後者について、特定適格消費者団体の活用の可能性（←簡易確定手続との類似性）